



厚岸町子育て世帯応援臨時給付金

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、厚岸町独自に『子育て世帯応援臨時給付金』を支給します

支給対象者

厚岸町から国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給決定を受けた人で、令和2年5月31日現在(基準日)に厚岸町の住民基本台帳に記録されている人

対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童(中学生以下)
※平成17年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

支給額

対象児童1人につき2万円

支給に係る申請について

申請不要

(厚岸町から対象者に支給案内します)
※給付金を辞退される場合は、町が指定する日までに受給拒否の届出書を提出してください

支給時期

7月10日(金)から順次支給(予定)

支給方法

国の子育て世帯への臨時特別給付金を支給した口座へ振込



**！振り込め詐欺や個人情報の
さしゅう
詐取に注意してください**

自宅や職場に厚岸町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに厚岸町の窓口または厚岸警察署☎0153-52-0110(または警察相談専用電話(#9110))に連絡してください

問い合わせ

厚岸町保健福祉総合センターあみか21
保健福祉課子育て・障がい福祉係
☎0153-53-3333

新型コロナウイルス感染症に関する生活支援のお知らせ

新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている暮らしや経済活動を支援する制度などのほか、感染を防ぐために実践してもらいたいことをお知らせします

ここでお知らせしているほかにも、新型コロナウイルス感染症に関する情報を厚岸町ホームページ『新型コロナウイルス感染症関連情報』に掲載しています

感染症の予防

夏のマスク着用には注意しましょう

新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用が推奨されていますが、マスクをすると心拍数や体感温度が高まったり、のどの渇きを感じにくくなるといわれています。

これからの暑い季節には、マスク着用時には、熱中症予防も考慮しましょう。

- ・屋外で周囲の人と十分に距離を確保(2メートル以上)できる時は、適宜マスクを外す
- ・マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲と十分に距離をとったうえで適宜マスクを外して休憩を取る
- ・マスク着用時は、薄着や保冷グッズ利用で体を冷やす
- ・のどが渇く前に水分補給する



2歳未満の子どものマスク着用は不要

日本小児科医会は、2歳未満の子どもは、マスクを着用することで窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスク着用は不要だとの見解を示しています。

また、3歳以上の子どもも含めて、子どもは路面の照り返しを受けやすく、自分で体調不良を訴えることが難しいため、大人より熱中症になりやすいとされており、これからの季節は適切なマスク着用とあわせて熱中症への注意が必要です。



●問い合わせ 保健福祉課健康推進係☎0153-53-3333